

独立行政法人国際交流基金御中

2025 年 10 月 8 日付公示「2026（令和 8）年度「日 ASEAN 中高教員交流事業」企画運営実施業務」に係る企画競争（以下「本件企画競争」という。）参加にあたり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

1. 参加者は、本件企画競争参加によって知り得た本件企画競争に関する機密情報（以下「本件機密情報」という。）の漏えい、滅失又は 毀損の防止その他の本件機密情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
2. 参加者は、本件企画競争参加中及び参加後において、本件企画競争に従事する参加者の従業員に使用させる場合を除き、本件機密情報を第三者に提供・開示しないこと。ただし、法令の定めに基づき又は権限のある官公庁から要求があった場合を除く。
3. 参加者は、本件機密情報について、本件企画競争参加の目的の範囲内でのみ使用するものとし、複製又は改変しないこと。ただし、事前に基金から書面による承諾を受けた場合を除く。
4. 参加者は、本件企画競争の参加が終了したときまたは参加を取りやめたときは、本件機密情報（前項において基金の承諾のもと複製した場合には、当該複製物を含む。）を直ちに返還するか又は、本件機密情報の返還が不可能ないし著しく困難な場合には、基金の指示に従い適切な方法により廃棄するものとする。
5. 参加者は、前 4 項に違反する事態が発生したことを知ったときは、直ちに基金に報告し、基金の指示に従うこと。
6. 基金は、本件機密情報の適切な取扱いのために必要があると認めるときは、参加者に本件機密情報の管理状況を報告させ、又は参加者に対して当該管理状況を改善すべきことを指示することができるものとし、参加者は、正当な理由のない限り、この指示に従わなければならないものとする。
7. 基金は、参加者の本件機密情報の管理状況について、通常の営業時間内に事前連絡の上、検査し、又は必要な資料の提出を求めることができるものとし、参加者は、この検査又は資料提出を、正当な理由のない限り、拒むことができないものとする。
8. 参加者は、本件機密情報を利用する参加者の従業員を必要最小限に限るとともに、当該従業員に対し、本項において参加者が負う義務と同様の義務を負わせるものとする。
9. 参加者が第 1 項から前項までの規定のいずれかに違反したときは、基金は直ちに参加者の本件企画競争への参加を取り消すことができる。ただし、他の事由による参加取り消しを妨げない。
10. 参加者が第 1 項から第 8 項までの規定に違反したことにより、基金又は第三者に損害を与えたときは、参加者はその損害を賠償するものとする。ただし、他の事由による損害賠償請求を妨げない。
11. 参加者が本件企画競争参加によって知り得た情報のうち、第 1 項に定める本件機密情報以外の情報であって、基金が秘密である旨を明示した情報については、第 1 項から前項までの規定を準用する。

2025 年 月 日

本件企画競争参加者

住所

会社名

代表者名

印